

/

LPガス事業者賠償責任保険制度 2024年度制度改定 勉強会資料

2024年6月

一般社団法人沖縄県高圧ガス保安協会
東京海上日動火災保険株式会社

制度改定の背景・コンセプト

LPガス事業者賠償責任保険制度

- ⇒ 1968年、消費者保護の観点に基づいて事業者には賠償資力を確保するための制度として設立。
- ⇒ 現在に至るまで、各種のオプションで時代に合せたリスクへの補完を行いながら、運用。

近年のリスク変化・多様化
インターネット社会進展
賠償意識の向上等が背景

現行の制度では補償の対象外となり、
お役に立てない事象が度々発生

今回の制度改定によって解決を図ることで、

公益性を保ち、かつ会員さま・事業者さまに更に寄り添う制度に。

制度改定の概要

- **実施日**

2024年10月1日

- **対象契約**

『L P ガス事業者賠償責任保険制度（以下、LP賠）』におけるすべての契約

L P ガス販売事業者賠償責任保険、L P ガス受託認定保安機関賠償責任保険

L P ガス配送事業者賠償責任保険、L P ガススタンド保険

- **追加となる補償**

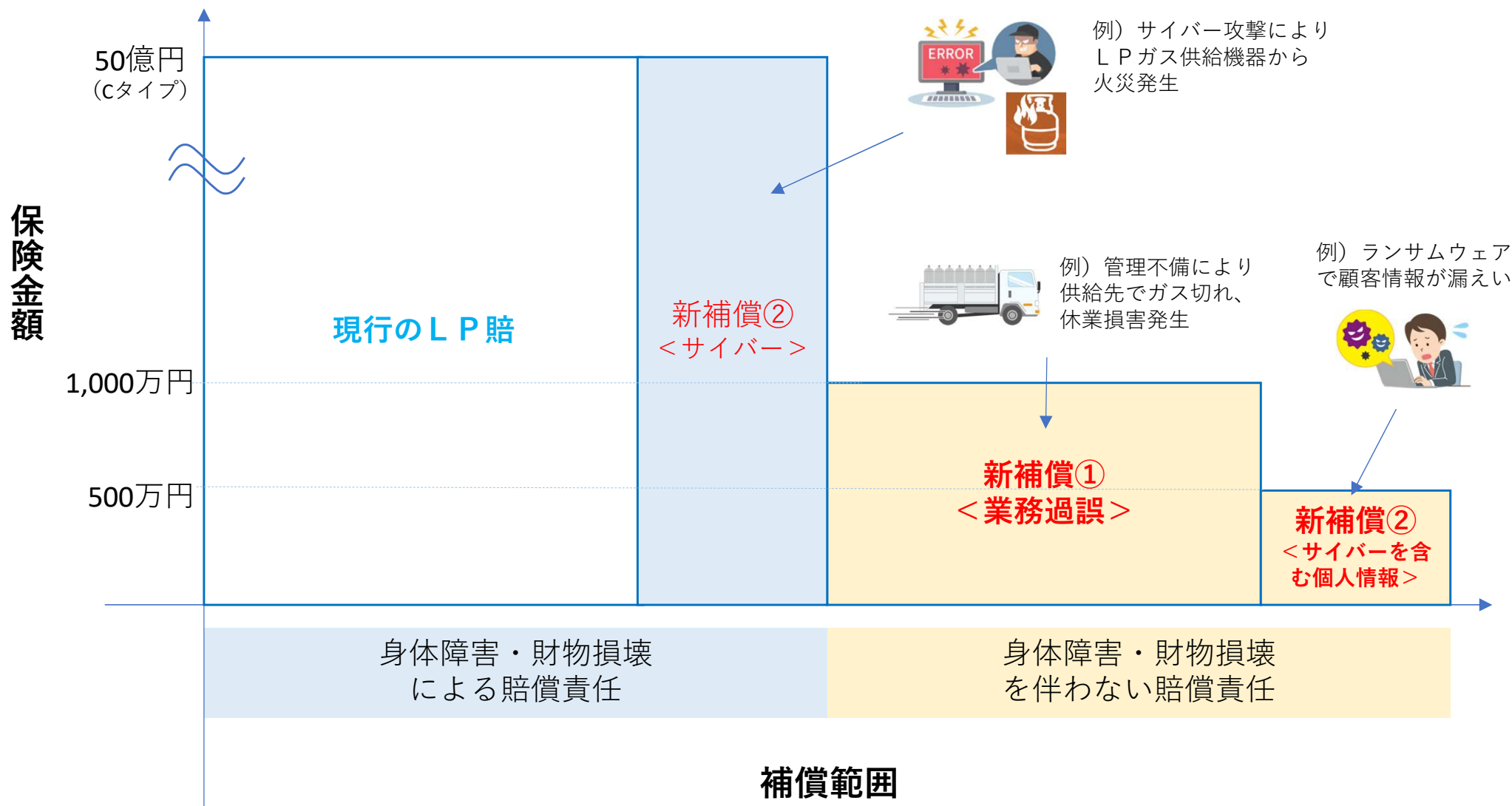
① 第三者の身体または財物には損傷が無く、休業損害等のみが発生することによって生じた賠償

② 個人情報漏えい、サイバー攻撃等を原因として発生したその他の賠償

- **料率改定**

平均約10%程度の保険料率引き上げ ※個別の保険料率は加入のご案内をご参照ください

2024年度 LP事業者賠償責任保険制度の改定イメージ



新たな補償① 第三者の身体または財物には損傷が無く、
休業損害等のみが発生することによって生じた賠償

新たな補償① 第三者の身体または財物には損傷が無く、
休業損害等のみが発生することによって生じた賠償

対人・対物の賠償を伴わない賠償請求について

- ・ 現在のLP賠約款では「対人または対物事故を伴わない賠償請求」については、賠償責任保険普通要件約款に則り、一律補償の対象外（無責）となっています。
- ・ また、液石法に定められる慣習上の弔慰金・見舞金においても、LPガスの取扱上の過誤に起因する事故の場合には、LPガス業者特約条項(第4条)に則り、補償の対象外（免責）となっています。



特に、① 配送の遅延 ② 点検時の誤閉栓によってガス切れが発生してしまい、供給先の業務が滞ったケースにおいて、賠償責任は発生するにも関わらず、補償対象外となるような事案が度々発生しています。

新たな補償① 第三者の身体または財物には損傷が無く、
休業損害等のみが発生することによって生じた賠償

【実際に起きている事故の例】

業種	概要
販売	飲食店（蕎麦屋）で設備増設を把握できず、ガス切れが起こった。
	PHSによりバルクの残量監視を行っていたが、電波状況の不調によりガス切れを起こし、製品に欠陥が出たとクレームを受けた。
配送	陶器を焼成する窯の燃料切れで、中の陶器の色・風合いがダメになり、賠償した。 ※1時間程度のガス欠で26万円の賠償請求となったとの情報あり。
	ガス配送遅延のため、営業が出来ないとクレームを受けた。（パチンコ店内食堂）
保安機関	一般家庭において、保安業務の不手際（コックの開け忘れ）によりガスが止まり、クレームとなったケースがあった。
スタンド	タクシーへのガス供給後に間違えて緊急遮断弁のバルブを閉めてしまい、走行中に車両が停止したため、クレームを受けた。

新たな補償① 第三者の身体または財物には損傷が無く、
休業損害等のみが発生することによって生じた賠償

現在は、このような事故で各事業者が賠償請求を受けた際には、
自社で賠償金や見舞金を賄っている状況にあります。



新しい補償①は、このようなケースにおける、
身体障害や財物損壊を伴わずに発生した他人の経済的損失を補償する
ものです。

新たな補償① 第三者の身体または財物には損傷が無く、
休業損害等のみが発生することによって生じた賠償

【補償の拡充によって、対象となる事故の例】



容器入替の管理に不備があり、供給先の工場においてガス切れが発生したことで、営業停止時間分の休業損失の請求を受けた。



一般家庭において、保安業務の不手際（コックの開け忘れ）によってガスが止まってしまい、クレームが発生した。

新たな補償① 第三者の身体または財物には損傷が無く、
休業損害等のみが発生することによって生じた賠償

【補償対象】

L P ガスの配送遅延によるガス切れ、点検作業の際の誤閉栓による使用不能、
L P ガス機器の故障による使用不能について、以下の補償を拡充します。

- ・ 他人の財物の物理的損傷や紛失を伴わないで発生した使用不能損害に対して、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害、ならびに被保険者が慣習上のお詫びまたは見舞に要した、見舞品の購入費用を補償します。
- ・ 他人の財物の物理的損傷や紛失を伴わないで発生した使用不能損害事故の対応に際して、その原因となった仕事の目的物それ自体の損害（作業を再度行う費用）を補償します。

【お支払いする保険金の種類と保険金のお支払い方法】

ご加入のLPガス事業者賠償責任保険（販売事業者、受託認定保安機関、ガススタンド、
配送事業者）の「お支払いする保険金の種類と保険金のお支払い方法」に準じます。

新たな補償① 第三者の身体または財物には損傷が無く、
休業損害等のみが発生することによって生じた賠償

【補償限度額・免責金額】

- ・ 損害賠償責任に関する限度額（1事故）：1,000万円
 ※上記の限度額に、作業を再度行うために要した費用を含みます。
- ・ 見舞品の購入費用に関する限度額（1事故）：1万円
- ・ 本担保項目の総支払限度額（期間中）：本制度全体で4億円
- ・ 免責金額：なし

【保険金をお支払いできない主な場合】

- ① 被保険者の直接の供給先・業務提供先以外に対して発生した損害
- ② 臭気のみ起因して発生した損害
- ③ 地震、噴火、洪水、高潮または津波 など

新たな補償② 個人情報漏えい、
サイバー攻撃等を原因として発生したその他の賠償

新たな補償② 個人情報の漏えい、 サイバー攻撃等を原因として発生したその他の賠償

個人情報の漏えい、ならびにサイバー攻撃に起因する損害賠償について

- ・ 現在のLP賠約款では「第三者の身体または財物に損害を与えた場合」に該当しない、
個人情報の漏えいに伴う賠償責任については、補償の対象外（無責）となっています。
※個人情報漏えい賠償特約、およびサイバーオプションで補償することが出来ます。
- ・ また、現在のLP賠約款では、「サイバー攻撃に起因して発生した賠償事故」については、
補償の対象外（免責）となっており、例えばサイバー攻撃を受けたことに起因して爆発
事故が発生した場合においても、LP賠ではお支払いが出来ないこととなっています。
※個人情報漏えい賠償特約、およびサイバーオプションでも補償の対象となっておりません。

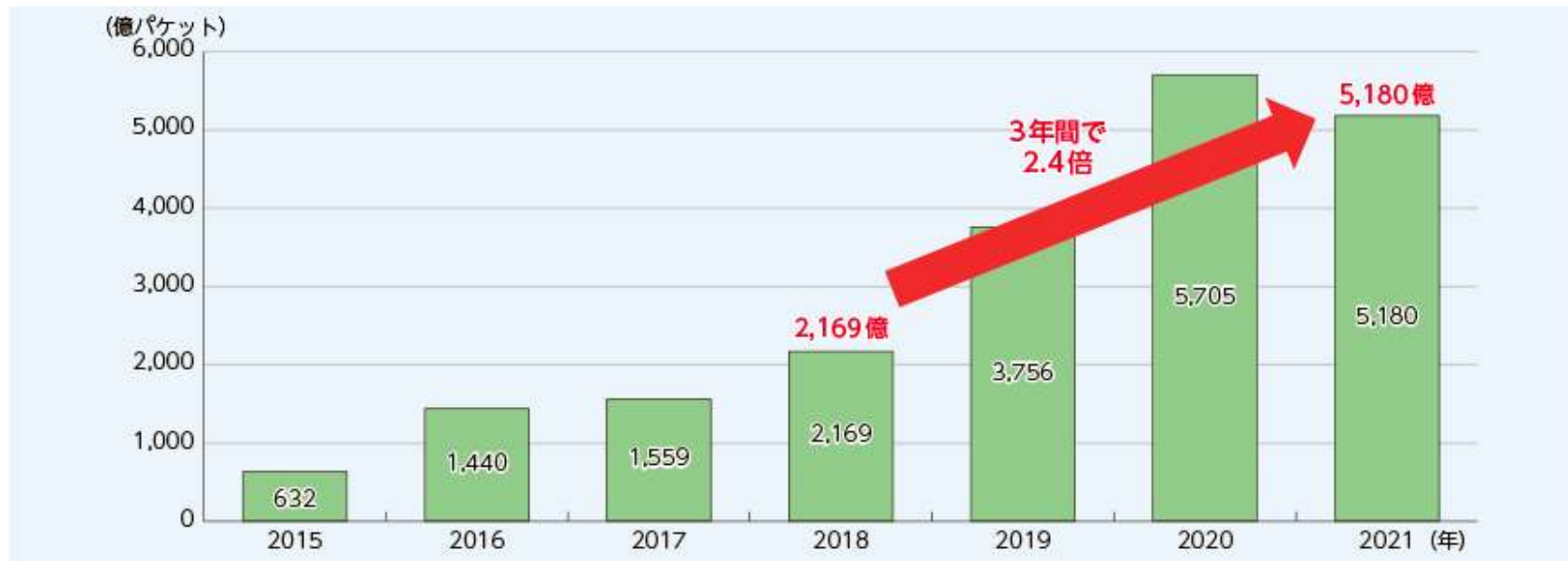


リスクが日々高まっており、直近での業界に広く認知されているシステムにおける事故の発生から事業者の
関心も高い「万が一サイバー攻撃を受けた際」に発生する上記の賠償責任について、現行のLP賠のみでは
全く手当が出来ていない状態にあります。

新たな補償② 個人情報情報の漏えい、サイバー攻撃等を原因として発生したその他の賠償

サイバー攻撃のリスクの急激な高まり

- サイバー攻撃に関連する通信量は過去3年間で2.4倍、過去10年間では実に66倍に増えており、特に近年では企業の大小を問わず被害が発生し、リスクが増加しています。
- 2022年の日本国内におけるサイバー攻撃発生件数は週平均970件もあり、前年比で29%増加しました。

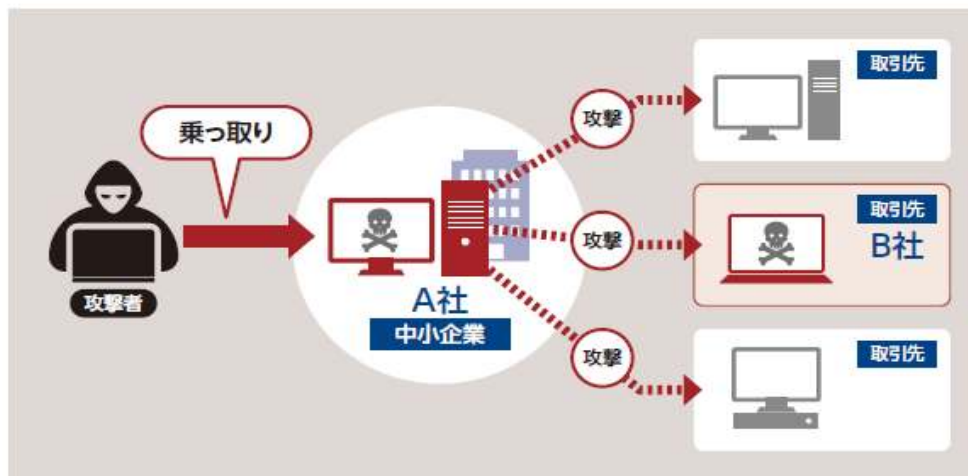


出典：総務省作成 令和4年度版「情報通信白書」

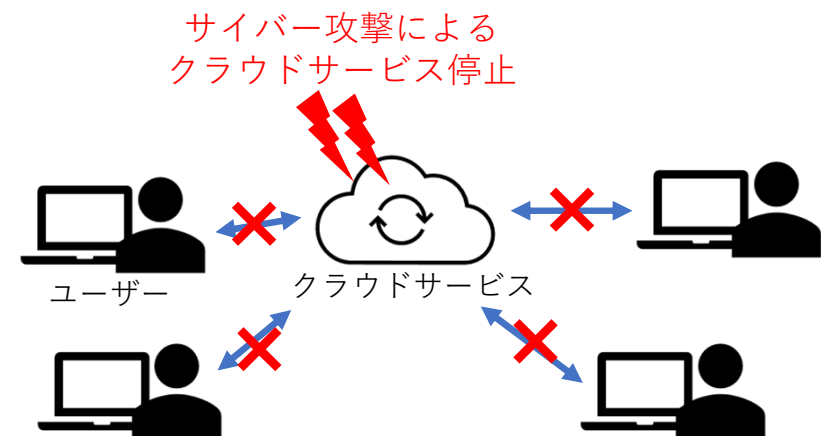
新たな補償② 個人情報情報の漏えい、サイバー攻撃等を原因として発生したその他の賠償

サイバー攻撃による被害の多様化、ニューリスクへの対応

- サイバー攻撃による被害は多様化しており、10年前では考えられない被害が出ています。
(例) サプライチェーンを踏み台としたサイバー攻撃による自動車OEM大手の工場停止
インターネット接続していない病院システムにおけるランサムウェア被害
- LPガス業界もDXが進む中で、サイバー攻撃による従来に無い脅威にさらされる可能性があります。
実際にLPガス業界で広く使用されている検針システムがサイバー攻撃を受け、サービス利用が停止する
といった実例も発生しています。
- 今後も新たなリスクが発生していく中で、現行のLP賠では補償出来ない領域が広がる危険性があります。



踏み台攻撃による取引先へのサイバー攻撃



1つのサイバー攻撃で多くのユーザーに影響

新たな補償② 個人情報情報の漏えい、
サイバー攻撃等を原因として発生したその他の賠償

サイバーリスクは他人事ではありません



うちのパソコンにはウイルス対策ソフトが入っているから大丈夫

➡ ウィルス対策ソフトだけではもはや防げない



盗まれて困るような情報は持っていないよ

➡ 気がつかないうちにサイバー攻撃の加害者になってしまうこともある



サイバー攻撃は大手企業の問題。中小企業が狙われるわけない!

➡ 近年よく聞かれる「ランダム攻撃」。インターネットに接続されている全ての端末が手当たり次第に攻撃者から狙われている事実

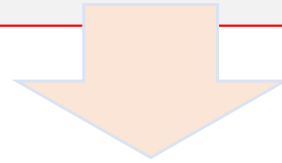


古いパソコンはすべて買い換えたから問題ない

➡ 従業員教育などのセキュリティ対策は徹底出来ている企業は少ない

新たな補償② 個人情報^{の漏えい}、
サイバー攻撃等を原因として発生したその他の賠償

LPガス事業者の業務もインターネット環境・システム環境無くしては行えない部分が多くなってきている中、急増するサイバー攻撃の脅威に対し、想定を超えた新しいリスクが発生する可能性も高くなってきています。



新しい補償②は、サイバー攻撃に対するLPガス事業者様が対面する新しいリスクに対応する為のものです。

新たな補償② 個人情報の漏えい、サイバー攻撃等を原因として発生したその他の賠償

補償例



ランサムウェアによって顧客リストが漏えいしてしまい、顧客から賠償請求を受けた。また、情報漏えいの通知や見舞金の支払いをするために、多額の費用負担が発生した。



外部からのハッキングによるサイバー攻撃を受けた結果、LPガス供給先で爆発事故が発生してしまい、高額の賠償請求を受けた。

新たな補償② 個人情報情報の漏えい、サイバー攻撃等を原因として発生したその他の賠償

補償内容について

- ・ 個人情報情報の漏えい事故に関する補償は現行の「個人情報漏えい賠償特約」のタイプAと同等の補償となります。
- ・ サイバー攻撃等を原因として発生したその他賠償に関する補償は現行の「LPガス事業者賠償責任保険制度」の各補償に準ずる補償を提供します。

【補償対象】

1. 個人情報情報の漏えい事故に関する補償

- ・ 情報の漏えいまたはそのおそれについて被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害。日本国外で発生した情報の漏えいまたはそのおそれについて、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害も補償対象となります。
- ・ 被保険者が事故対応期間内に各種費用（その額および用途が社会通念上、妥当と認められるものに限り。）を支出することにより被る損害。

2. サイバー攻撃等を原因として発生したその他の賠償事故に関する補償

サイバーインシデントに起因して発生したお客様・第三者など他人に与えた損害について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害。

【お支払いする保険金の種類と保険金のお支払い方法】

1. 現行の個人情報漏えい賠償特約に準じます
2. ご加入のLPガス事業者賠償責任保険（販売事業者、受託認定保安機関、ガススタンド、配送事業者）の「お支払いする保険金の種類と保険金のお支払い方法」に準じます。

新たな補償② 個人情報情報の漏えい、サイバー攻撃等を原因として発生したその他の賠償

補償内容について

- ・ 個人情報の漏えい事故に関する補償は現行の「個人情報漏えい賠償特約」のタイプAと同等の補償となります。
- ・ サイバー攻撃等を原因として発生したその他賠償に関する補償は現行の「LPガス事業者賠償責任保険制度」の各補償に準ずる補償を提供します。

【補償限度額・免責金額】

1. 個人情報の漏えい事故に関する補償

損害賠償責任に関する補償の限度額（1請求・保険期間中）：500万円

費用損害に関する補償の限度額（1事故・保険期間中）：50万円

※加入者ごとの単位で、期間中限度額が適用されます。

免責金額：なし

2. サイバー攻撃等を原因として発生したその他の賠償事故に関する補償

ご加入のLP事業者賠償責任保険の補償限度額・免責金額に準じます。

【保険金をお支払いできない主な場合】

1. 個人情報の漏えい事故に関する補償

LPガス事業者賠償責任保険制度の個人情報漏えい賠償特約における「保険金をお支払い出来ない主な場合」に準じます。

（例）加入者の故意、法令違反、地震・噴火等の自然災害に起因する事故 等

2. サイバー攻撃等を原因として発生したその他の賠償事故に関する補償

ご加入のLP事業者賠償責任保険の「保険金をお支払い出来ない主な場合」に準じます。

新たな補償② 個人情報情報の漏えい、
サイバー攻撃等を原因として発生したその他の賠償

個人情報漏えい賠償特約、サイバーオプション新補償プラン

- ・ LP事業者賠償責任保険加入者に対して個人情報漏えい賠償特約Aタイプ相当の補償が全件付帯されます。
- ・ 補償プランは補償限度額を引き上げを行います。
- ・ 保険料は個人情報漏えい賠償特約について保険料テーブルの補償限度額のみ変更、サイバーオプションは補償限度額、保険料テーブルともに変更します。

現行制度

タイプ	A	B	C	D	E
賠償限度額	500万円	1,000万円	3,000万円	1億円	3億円
費用限度額	50万円	100万円	300万円	1,000万円	3,000万円


全件付帯

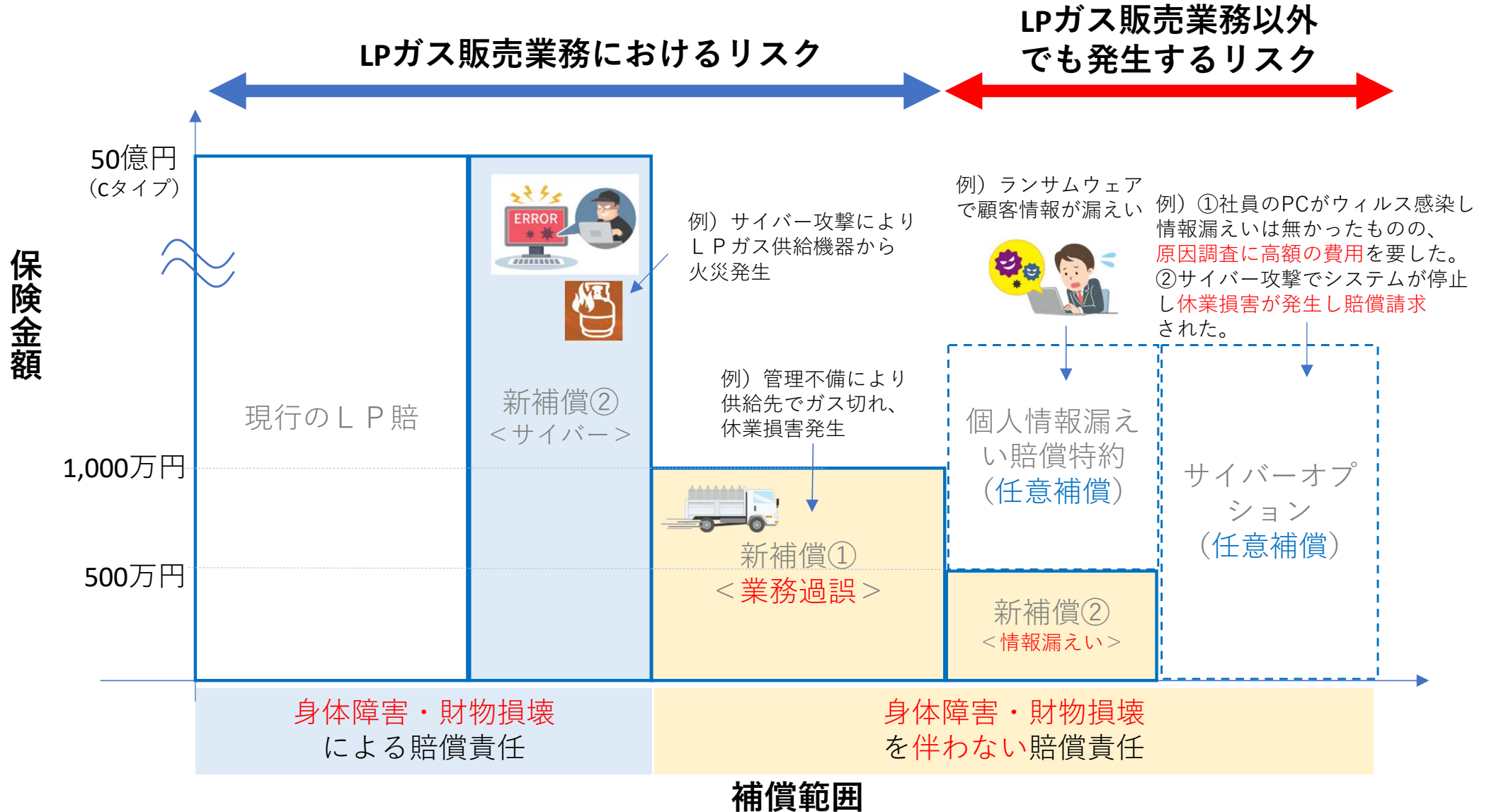


改定後

タイプ	A	B	C	D	E
賠償限度額	1,000万円	3,000万円	1億円	3億円	5億円
費用限度額	100万円	300万円	1,000万円	3,000万円	5,000万円

改定による補償変更イメージ

- 改定によってLPガス販売業務における補償が拡大することに加えて、LPガス販売業務以外でも発生する情報漏えいリスクについても補償が拡大します。



※LPガス販売業務以外での身体障害、財物損壊による賠償責任は「総合賠償特約」で補償可能です。

【再掲・まとめ】 制度改定の概要

- **実施日**

2024年10月1日

- **対象契約**

『LPガス事業者賠償責任保険制度（以下、LP賠）』におけるすべての契約

LPガス販売事業者賠償責任保険、LPガス受託認定保安機関賠償責任保険

LPガス配送事業者賠償責任保険、LPガススタンド保険

- **追加となる補償**

① 第三者の身体または財物には損傷が無く、休業損害等のみが発生することによって生じた賠償

② 個人情報情報の漏えい、サイバー攻撃等を原因として発生したその他の賠償

- **料率改定**

平均約10%程度の保険料率引き上げ ※個別の保険料率は加入のご案内をご参照ください

ご清聴いただきありがとうございました。